

平成20年4月から 後期高齢者医療制度が始まります

平成20年4月1日から、75歳（寝たきりなどの一定の障害があると青森県後期高齢者医療広域連合が認定した65歳）以上のかたは、現在加入している国民健康保険または被用者保険（社会保険など）から脱退し、「後期高齢者医療制度」に加入することになります。

◆ 新しい被保険証が発行されます

- 後期高齢者医療制度は、「被保険者証（カードサイズ）」が1人に1枚交付されます。
※医療機関の窓口では後期高齢者医療制度の「被保険者証」のみを提示することになります。
（現在お持ちの「老人医療受給者証」は平成20年4月から使用できません。）
- 現在老人保健の医療受給者証の交付を受けているかたと平成20年4月30日までに75歳に到達するかた

には、3月下旬に被保険者証を送付します。

- 平成20年5月1日以降75歳に到達するかたには、75歳の誕生日までに、被保険者証を送付します。
- 現在加入している被保険者証（社会保険など）の返却については、被保険者証の発行元に確認してください。十和田市発行の「国民健康被保険者証」は返却の必要はありません。

保険料

- 保険料は被保険者一人ひとりに納めていただくことになります。
- 保険料額について
保険料（年額）＝ ①均等割額 ＋ ②所得割額
①均等割額 40,514円
★被保険者のかた全員が等しく負担する分
②所得割額
＝（総所得金額等－基礎控除額33万円）
×所得割率（7.41%）
★所得に応じて負担する分
- 所得の低い世帯のかたには、所得の区分に応じて均等割額が軽減（7割・5割・2割）されます。
- 被用者保険（社会保険など）の被扶養者で現行保険料負担のないかたは、平成20年4月から9月までは保険料を徴収されず（保険料凍結）、10月から21年3月までは均等割額が9割軽減されます。

保険料の納付

- 年金が年額18万円以上で、介護保険料との合算額が年金受給額の2分の1以下のかたは、年金から保険料が天引き（「特別徴収」という）されます。
- 特別徴収のかたは、平成20年4月の年金支給時から仮徴収が始まりますが、10月の年金支給時から、確定した保険料で特別徴収されます。
- 特別徴収以外のかたは、7月に送付される納付書により金融機関などで保険料を納めていただきます（「普通徴収」という）。口座振替もできます。
- 被用者保険（社会保険など）の被扶養者で現行保険料負担のないかたは、特別徴収または普通徴収の方法により、10月から保険料を納めていただきます。



◆ 『障害認定』により老人保健制度に加入しているかた（75歳未満）

- 障害認定による老人医療受給のかたも、平成20年4月から後期高齢者医療の被保険者となります。
※取り下げ請求もできます。
- 現在被用者保険（社会保険など）に加入しているかたは資格喪失の手続きが必要となります。保険証の発行機関で資格喪失手続きの相談をしてください。（十和田市国民健康保険の加入者は、資格喪失手続きの必要はありません）
- 資格喪失の手続きを怠ると、後期高齢者医療制度と現在加入の健康保険からの二重の保険料を課せられる場合があります。

『障害認定』取り下げ請求とは

後期高齢者医療制度に移行した場合、新たに保険料の負担が発生するなどの理由から、本人の意思により「取り下げ申請」することで後期高齢者医療制度に加入しないこともできます。ただし、個々のケースにより利益・不利益の状況が異なりますので、取り下げ申請については、2月15日以降に国保年金課窓口（給付係）または、青森県後期高齢者医療広域連合にご相談ください。

問い合わせ先 国保年金課給付係（☎235111内線246）

青森県後期高齢者医療広域連合（☎017-721-3821）